ソフトバンクによるイー・アクセスの買収・合併について
―消費者・国民の立場から

ICPC（情報通信政策研究会議）2012 年秋会合

2012 年 11 月 10 日（11 月 19 日改訂）

鬼 木　甫
（株）情報経済研究所
大阪大学・大阪学院大学名誉教授
国際大学 GLOCOM 上席客員研究員

I. 経過

A. プレミアム帯の割当

比較審査方式、実質無償

900MHz 帯： ソフトバンク（2012 年 2 月）

700MHz 帯： NTT ドコモ、KDDI-au、イー・アクセス（2012 年 7 月）

B. ソフトバンクによるイー・アクセス買収

株式交換方式（2012 年 10 月 1 日発表）

同スプリント（米）買収（2012 年 10 月 15 日発表）

イー・アクセス株式保有を 1/3 にする（2012 年 10 月 31 日発表、東洋経済 ONLINE）

買収実施を 2013 年 3 月初から同 1 月初に繰り上げる（2012 年 11 月 12 日発表）

II. 電波資産の「管理・処置」

A. 前提

電波は国民の共有財産

政府（総務省）が管理

B. 電波割当手続自体の問題

経済価値が高い電波利用権（免許）を無償で与えること

C. 買収による電波資産「移転」の問題

国民共有財産の利用権の有償譲渡は認められるか（？）

1. 法律上の問題

免許譲渡は M/A 形体により可能（電波法 20 条、大臣許可が必要）

2. 「経済正義（市場経済の一般ルール）」の問題

代価支払を伴わずに取得した資産の移転

3. 買収から発生した所得移転[1]

[1] 詳細について鬼木「買収・合併から生ずる所得移転」
<http://www.ab.auone-net.jp/~ieir/download4/201210b-mat.pdf> を参照。

oniki@alum.mit.edu
http://www.ab.auone-net.jp/~ieir/

電波の比較審査割当と今回合併の発表

千数百億円規模の政府・国民資産の「海外贈与」が発生

ソフトバンクによるイー・アクセスの買収・合併発表

イー・アクセス株式価値を早期に上昇

同株主による資本利得の発現時期を早めた

D. 公的「特権」に関する社会的ルール

特定の経済主体に対し何らかの理由に基づいて与えられた特権

他者への有償譲渡は認められるか（？）

例： 営利企業への特定目的付補助金

奨学金、障害者補助金、医師免許

III. 携帯市場競争の推進

A. 背景・前提

1. 「市場競争の推進は望ましい」

消費者・国民にとって

全体の利益のために部分（企業・産業）の個別利益を抑制

2. 企業・会社は独占・寡占を指向

自社利益のため

3. 政府の役割

競争推進政策

独占・寡占への移行傾向を抑制

公正取引委員会（公取）

B. 携帯市場の競争

1. 携帯市場の特殊性

規模の経済（基地局設備）

ネットワーク外部性

「最適企業数」（？）

2. 4 社体制から 3 社体制への移行

3 社移行後の後戻りは困難

英国は 3 → 4 社移行を計画

3. 筆者意見

総務省・公取は今回買収を非承認とすべき

理由：

電気通信事業法 1 条「公正な競争の推進」

4 社競争状態を前提して認められた免許の利用条件を変更し、競争を阻害するから

oniki@alum.mit.edu
http://www.ab.auone-net.jp/~ieir/